

田川市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、田川市議会政務活動費の交付に関する条例(令和6年条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、市長が指定する日までに、議長を経由して、市長に政務活動費交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、前条の規定により申請があったときは、政務活動費の額を決定し、当該議員に政務活動費交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付請求)

第4条 議員は、前条の規定により通知を受けたときは、速やかに議長を経由して、市長に政務活動費交付請求書(様式第3号)により、市長に政務活動費の交付を請求するものとする。

(収支報告書)

第5条 条例第5条第1項又は第3項に規定する収支報告書は、政務活動費収支報告書(様式第4号)によるものとする。

(収支報告書の写しの送付)

第6条 議長は、条例第5条第1項又は第3項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(収支報告書の閲覧)

第7条 議長は、条例第7条第1項に規定する収支報告書の閲覧に当たっては、事前に閲覧開始の日、場所及び時間を告示しなければならない。

2 条例第7条第2項の規定による閲覧の請求は、収支報告書閲覧申請書(様式第5号)により行わなければならない。

3 閲覧は、議長が指定する場所において、執務時間中にしなければならない。

4 閲覧者は、収支報告書を破損し、若しくは汚損し、又はこれに加筆する等の行為をしてはならない。

(政務活動費の返還)

第8条 議員は、条例第6条の規定により政務活動費の全部又は一部を返還しようとするときは、議長を経由して、市長に政務活動費返還届（様式第6号）を提出しなければならない。

（会計帳簿等の整理保管）

第9条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日の翌日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

田川市長 殿

（田川市議会議長経由）

議員名

政務活動費交付申請書

田川市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 2 条の規定により、下記のとおり政務活動費を申請します。

記

交付申請額（ 年度分） 円

（ 年 月から 年 月まで）

様式第2号（第3条関係）

田議第 号

年 月 日

（議員名） 殿

田川市長

政務活動費交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、田川市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条の規定により通知します。

記

1 交付申請額（ 年度分） 円
（ 年 月から 年 月まで

2 交付決定額 円

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

田川市長 殿

（田川市議会議長経由）

議員名

印

政務活動費交付請求書

田川市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

- 1 交付決定額（ 年度分） 円
（ 年 月から 年 月まで）
- 2 請求額 円
- 3 振込先

議員報酬の振込先口座

その他（ ）

田川市議会議長 殿

議員名

政務活動費収支報告書

田川市議会政務活動費の交付に関する条例第5条第1項又は第3項の規定により、下記のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

記

1 収入

政務活動費 円

2 支出

項目	金額（円）	備考
調査研究費		
研修費		
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
合計		

3 残余の額

円

4 添付書類

領収書等の証拠書類

様式第5号（第7条関係）

収支報告書閲覧申請書

年 月 日

田川市議会議長 殿

1 閲覧年月日 年 月 日

2 閲覧書類 年度の収支報告書

申請者

住所

氏名

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

田 川 市 長 殿
（田川市議会議長経由）

議員名

政務活動費返還届

田川市議会政務活動費の交付に関する条例第6条（第1項・第2項）の規定により、
下記のとおり 政務活動費を返還します。

記

- 1 返 還 額 円
- 2 返還期日 年 月 日
- 3 返還理由